

社会福祉法人 富津市社会福祉協議会 利用の手引き

発行にあたって

会長挨拶

富津市社会福祉協議会では、地域福祉推進を図るためいろいろな事業を積極的に展開しておりますが、市民の皆様から「利用の仕方」がわからないなどの声が聞かれます。

そこで「地域ぐるみ福祉振興基金」の補助金を利用し、当協議会の事業についてわかりやすく一冊にまとめました。できる限り掲載を心がけましたが、すべてを記載することはページ数等により厳しいものがありますので、読んだがまだわからないなどという場合は遠慮なく当協議会にお問い合わせください。

この冊子が少しでも皆様のお役にたてることを願っております。

当協議会「広報紙」について

当協議会広報紙「福祉ふっつ」を年間3～5回発行し、皆さまの生活に役立つように事業紹介や福祉関係の情報などを掲載しております。現在は市内の世帯に区長回覧で配布しておりますので、そちらもご覧いただければ幸いと存じます。



～ 社会福祉協議会のシンボルマーク ～

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って、明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現しています。

(昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定)

●この「社会福祉法人富津市社会福祉協議会利用の手引き」は平成26年4月1日現在で作成しています。事業内容等が変更される場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 **社会福祉法人 富津市社会福祉協議会**

〒293-0006 富津市下飯野2443番地 TEL 0439-87-9611 FAX 0439-87-9610



社会福祉協議会ってどんなところ	1
地域福祉事業	
● 地区社会福祉協議会	2
● おやこ遊遊ひろば	4
● 布えほん貸出事業	5
● ミニデイサービス「みちくさの会」	6
在宅福祉サービス事業	
● 日常生活自立支援事業	7
● ちょっと困ったお助け隊	8
● 在宅ケアサービス事業	9
● シルバーテレホン友愛サービス事業	9
● 福祉緊急救助システム設置事業	10
● ガイドヘルパー事業	11
● 音訳奉仕事業	12
相談事業	
● 総合相談一覧	13
● 法律相談	13
ボランティア	
● 富津市ボランティアセンター運営事業	14
● 災害ボランティアセンター運営事業	14
その他の事業	
● 生活福祉資金貸付事業	16
● 福祉教育推進活動	18
● ひとり親家庭中学卒業祝品贈呈事業	18
● 富津市社会福祉大会	19
● 福祉バザー	20
● 車いす貸与	20
● 福祉カー貸出事業	21
● 天羽老人憩の家	22
● 高齢者生きがい事業	23
● 介護職員初任者研修	24
公益事業	
● 介護保険事業	25
● 地域包括支援センター	26
当事者組織支援	
● あきつの会	27
● 富津市老人介護家族の会	27
会費・募金関係	
● 富津市社会福祉協議会会費	28
● 一円玉募金	28
● 赤い羽根募金	29
● 歳末たすけあい募金	29

社会福祉協議会ってどんなところ

「社協」って皆さん知っていますか？ 社協とは、「社会福祉協議会」を略した呼びかたです。

社協は、民間の福祉団体で市民の皆さんやボランティア、行政や関係団体・専門組織などの参加・協力を得ながら活動することを特長としています。

また、民間組織としての「自主性」と地域の皆さまやさまざまな分野の関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持っています。

富津市社協は、富津町・大佐和町・天羽町にそれぞれ設置されていた社協を市制施行に伴い、1975年(昭和50年)に統合し、厚生大臣から社会福祉法人の認可を得ました。また、2000年(平成12年)に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され109条に社協は地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられました。

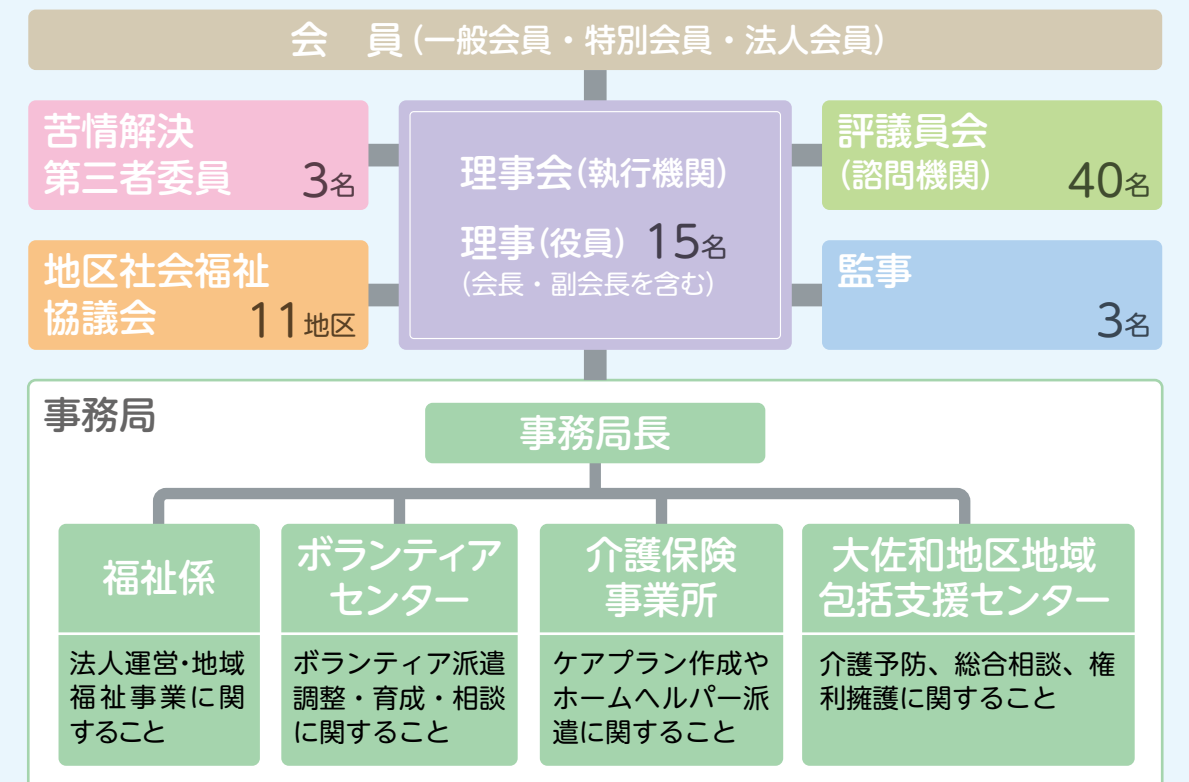
社協は地域のなかの問題をみんなで考え、話し合い、行政や関係機関・専門機関などの協力を得ながら、地域住民が安心して心豊かに暮らせることを目指して、事業を推進しています。

社協の組織や構成は

当協議会の運営にあたる理事・評議員は区長、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、福祉団体の代表、ボランティア団体の代表、福祉施設、学識経験者などで組織され、共に連携・協働しながら地域福祉の推進を図っています。

また、会長、副会長3名は当協議会定款に基づき理事の互選により決定します。

■富津市社会福祉協議会組織図



地区社会福祉協議会

内 容

地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」といいます)は住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的にしています。そこに住むすべての人が安心して暮らしやすいまちづくりを、住民が主体になって、知恵と力を出し合って地域総ぐるみで推進する、地区社協はその牽引役です。富津市には小中学校単位で分かれた、11地区の地区社協が活動しています。



なぜ地区社協が必要か

①各種住民組織・グループとの協力体制の「場」づくり役として

地域の中には、いろいろな住民組織(自治会をはじめ、子供会、老人クラブ、ボランティアグループ等)があり、それぞれが組織の目的をもって地域のまちづくりのために活動展開しています。

しかし、地域の住みよいまちづくりをどのようにして進めるかという「課題の解決」に対してこれらの組織が、個々ばらばらに活動しては、その目標に到達することができない場合があります。

そこで、これらの地域での生活上の諸問題を解決するためには、その地域の住民自身が自発的に課題解決の「場」に参加できるようにし、さらに地域の各団体や機関がその問題に関心を持ち、協力体制を話し合いの中でつくり出し問題の解決を図っていく必要があります。

②住みよい福祉の推進役として

住みよいまちづくりを進めることは、地域そのものが抱えている生活上の諸問題の解決を図らずにはできません。

地区社協は、地域で起こっているこれらの諸問題を、地域住民全体の問題として取り上げ、その解決を図るための住みよい福祉のまちづくり運動を推進する上で大きな役割を果たしています。

③地域におけるボランティア活動の推進役として

地区内では、いろいろな場面でボランティア活動に取り組んでいる人々がいます。また、活動をしながら、何か地域社会のために役立ちたいと考えている人々がいます。

地区社協は、このような地域の人々を掘り起こして、地域福祉活動にみんなが楽しく参加できる場づくりを推進してゆく役割を果たします。

いわゆる、地域のボランティア活動の輪を広げて行く役割を果たしてゆくののです。

組織の構成

地区社協の組織は住民全体に支えられ、その総意が結集できる幅広い住民組織によって構成され、福祉、教育、保健・医療などに関係する専門機関の参加協力を得ながら活動しています。

地区社協の構成団体

- ①住民代表的な性格の強い組織団体 …………… 自治会、青年組織 等
- ②福祉専門的性格の強い組織団体 …………… 民生委員・児童委員、ふれあい推進員、社会福祉施設、ボランティア団体 等
- ③当事者的な性格の強い組織団体 …………… 障がい者団体、老人クラブ 等
- ④関連分野団体及びその地域担当者 …………… 学校関係団体、医師会、警察、消防関係 等
- ⑤その他 …………… 学識経験者、個人 等

富津市内各地区社協の配置図

地区社協名	自治会の範囲
富津地区社会福祉協議会	東町区、仲町区、西町区、富津浜町区、新町区、新井区、川名区、篠部区
青堀地区社会福祉協議会	大堀1区、大堀2区、大堀5区、青木区、西川区
飯野地区社会福祉協議会	山王区、下飯野区、上飯野区、本郷区、二間塚区
大貫地区社会福祉協議会	上岩入区、下岩入区、栗畑区、海老田区、仲荒区、寺谷区、太田区、高根区、小久保浜町区、仲町区、上町区、川向区、弁天区、岩瀬1区、岩瀬2区、岩瀬3区、岩瀬4区、岩瀬5区、千種新田1区、千種新田2区、千種新田3区
吉野地区社会福祉協議会	西大和田区、絹区、相野谷区、一障区、上区、近藤区、八田沼区、中区
佐貫地区社会福祉協議会	宝竜寺区、花香谷区、佐貫区、東佐貫区、亀沢区、中村1区、中村2区、鶴岡区、大坪区、八幡区、笹毛区
湊地区社会福祉協議会	湊第1区、湊第2区、湊第3区、湊第4区、湊第5区、湊第6区、湊第7区、湊第8区、湊第9区、湊第10区、湊第11区、湊第12区
天神山地区社会福祉協議会	天神山第1区、天神山第2区、天神山第3区、天神山第4区、天神山第5区、天神山第6区、天神山第7区、天神山第8区
竹岡地区社会福祉協議会	竹岡第1区、竹岡第2区、竹岡第3区、竹岡第4区、竹岡第5区、竹岡第6区、竹岡第7区
金谷地区社会福祉協議会	金谷第1区、金谷第3区、金谷第4区、金谷第5区、金谷第6区、金谷第7区、金谷第8区
峰上地区社会福祉協議会	峰上第1区、峰上第2区、峰上第3区、峰上第4区、峰上第5区、峰上第6区、峰上第7区、峰上第8区、峰上第9区、峰上第10区、峰上第11区、峰上第12区、峰上第13区、峰上第14区、峰上第15区

事業としては、見回りネットワーク・給食サービス・登下校見守り隊など地域に根差した活動を行っております。また、富津市役所委託の要援護者安心ネットワーク支援事業の平常時見守りも実施しています。

######

ミニデイサービス「みちくさの会」

内 容

高齢者の閉じこもり防止や生きがい・介護予防等を目的として、ボランティアの協力により午前中は入浴・足浴、午後からはレクリエーションを行っています。

利用者の「したい」ことをできる限り実現させるため、束縛した時間内のリハビリ等は行わず、ゆったりしたひと時を過ごしてもらいます。

利用できる方

市内に住んでいる概ね65歳以上の方。

*介護保険対象内外は問いませんが「閉じこもり防止」「介護予防支援」を目的とした事業ですので、中～重度の介護が必要な方は利用できませんので、ご理解ください。

開催日時

第3・4金曜日(地区によって異なります。)

一日の流れ

- ▶ 9時00分から10時00分……集合場所にお迎えに行きます。
- ▶ 10時00分から15時00分……足浴やレクリエーションを行い、みんなで楽しく過ごします。
- ▶ 15時00分から16時00分……集合場所までお送りいたします。

開催場所

天羽老人憩の家

利用料

1人1回 1,000円(昼食代・憩の家利用料等)

*バス旅行や季節行事等の際には実費の負担をお願いしております。

利用の手続き

①当協議会にご相談ください。

本人に限らず、ご家族・民生委員・ケアマネージャー等でも可能です。

②ご本人に見学をしていただき、内容を説明させていただきます。

お手数ですが、見学時にご家族等で送迎をお願いします。

③利用希望があれば、住所・電話番号・緊急連絡先等を教えていただき、送迎場所を確認し、次回参加時より送迎いたします。

*なお、緊急連絡先等を伺いますが、この個人情報は「みちくさの会」における緊急時以外は使用いたしません。



日常生活自立支援事業

内 容

日常生活を送るうえで、十分な判断ができない方・不安な方、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるよう支援する福祉サービスです。

例えば……

①福祉サービスって何があるんだろう？《福祉サービス利用援助》

福祉サービスを安心してご利用できるようお手伝いします。(福祉サービスの情報提供・利用手続きの支援など)

②お金の管理が心配《財産管理サービス》

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。(通帳からの払い出しや入金のお手伝い、公共料金等の支払いなど)

③通帳や年金証書をどこに置いたか忘れてしまう《財産保全サービス》

大切な書類や印鑑をお預かりします。(年金証書や実印、権利証など重要書類を社会福祉協議会が契約する銀行の貸金庫に保管)

④将来のことや財産が心配《専門家の紹介サービス》

弁護士や社会福祉士など、心配事に即した専門家を紹介します。

利用できる方

高齢者や障がい者で、利用に必要な契約の内容を説明すれば、理解できる方です。また、入院中の方や施設入所の方、成年後見人^(注1)等が選任されている方につきましてはご相談ください。

費 用

相談や、支援計画の作成、専門家の紹介サービスについては無料です。生活支援員による支援については有料となります。

福祉サービス利用援助・財産管理サービス	支援員の交通費
1時間未満 …………… 500円	1回の往復時間
1時間以上1時間30分未満 …………… 1,000円	30分未満 …………… 無料
*以降30分ごとに500円加算	30分以上1時間未満 …………… 500円
	1時間以上 …………… 一律 1,000円
年会費 3,600円	財産保全サービス 年間3,000円

(注1) 成年後見人 …… 判断能力が不十分なために財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないよう、法律面や生活面で支援する仕組みです。
判断能力に応じて補助・補佐・後見の3類型があります。また、判断能力の低下に備えて信頼できる後見人を自ら選び公正証書で契約しておく任意後見制度もあります。

申請及び利用までの流れ

1. 相 談

社会福祉協議会にご相談ください。本人以外でもご家族や、行政窓口、民生委員さんを通じた問い合わせにも対応します。

2. 訪 問

社会福祉協議会の専門員^(注2)がお宅を訪問し、ご本人と面接します。困っていることや生活状況を確認するとともに、契約ができるかどうかの調査をします。

3. 契約締結審査会

専門員が調査した内容をもとに、利用の可否を千葉県後見支援センター契約締結審査会で審査します。

4. 支援計画の作成・契約

審査会の決定を受け、専門員が本人の希望を確認しながら支援計画を作成します。その計画で良ければ契約をします。

5. 支援の開始

支援計画に基づいて生活支援員が^(注3)定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービスの利用援助や、預貯金の出し入れ、支払い代行を行います。

(注2) 専門員 …… この事業を利用するにあたり、ご本人の生活状況の確認や、契約までの調整・支援計画を作成する社会福祉協議会の職員のことをいいます。また、関係機関との調整や、生活支援員への指導も行います。

(注3) 生活支援員 …… 社会福祉協議会の推薦をうけて研修を修了した方で、利用者宅を定期的に訪問し、直接支援する人のことです。

ちょっと困ったお助け隊

内 容

日常生活を営んでいく上で、専門業者に頼むほどではないが自分ではできない「ちょっと困った」をお手伝いします。

対 象

利用については概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯。

利用料

無料ですが、月1回を限度としています。(最高年12回まで)

利用例

- 電球を取り替えたい。
- テレビ、エアコン等のリモコンがきかない。
- タンスの上の荷物をおろしたい。

*15分以内に完了する「ちょっと困った」です。

利用の流れ

- ①困ったことが発生したらまず、当協議会へ電話でご相談ください。
- ②当協議会職員が内容を聞いて支援できるか判断します。
- ③お宅に訪問し、お手伝いします。



在宅ケアサービス事業



目 的

市内に住んでいる高齢者・障がい者が住み慣れた地域の中で、日常生活で困ったときや介護で疲れたときに「利用会員」として登録・申し込みを行い、地域の中から参加したホームヘルパーなどの有資格者の「協力会員」が家事援助・介護などのサービスを有料で提供する会員制の相互扶助制度です。

会 員

- ①利用会員** ①概ね65歳以上の方 ▶寝たきり高齢者等を介護している世帯
▶ひとり暮らし・高齢者世帯で福祉サービスを必要としている世帯
②概ね55歳以上の方 ▶身体に障がいがあり福祉サービスを必要としている方
- ②協力会員** ①社会福祉及びこの事業を理解し、熱意をもってサービスを提供できる方
②ホームヘルパーなどの資格をお持ちの方

利用日

月曜日～金曜日 9時00分～17時00分まで
(土曜・日曜・国民の祝日・年末年始は除きます。)

費 用

- ①家事援助サービス…1時間850円
- ②身体介護サービス…1時間1,050円
- ③交通費…1回につき200円

申し込み

相談・依頼があった場合には事業所職員が訪問してお話を伺います。当協議会へお問い合わせください。

なお、利用する場合は事前に利用券を購入していただきます。
(1冊10枚綴り)

その他申し込み書類・健康診断が必要です。

利用券料金(10枚綴り)

- ①8,500円(家事援助サービス)
- ②10,500円(身体介護サービス)
- ③2,000円(交通費)

シルバーテレホン友愛サービス事業

内 容

市内に住んでいるひとり暮らし高齢者の安否確認をボランティアの方の協力により行っています。月曜日から金曜日までの5日間(祝日・年末年始を除く)、10時から12時の間に、ボランティアの方が利用登録されている方のお宅に電話をして安否確認を行っています。



利用できる方

市内に住んでいる65歳以上のひとり暮らし高齢者。

費 用

無料です。

申請・利用の手続き

- ①担当地区民生委員に申し込みください。 ②利用者登録申込書をご記入いただきます。

- ③当協議会から利用される方にご連絡し、確認後に本事業の開始となります。

*なお担当地区民生委員が分からない場合や詳しい内容を確認したい場合は当協議会へご連絡ください。

利用にあたっての留意点

安否確認が目的であるので、不在の場合は確認がとれるまで電話を掛けますので、外出などの予定があり自宅を不在にする場合は、前もって、その旨のご連絡をお願いします。

福祉緊急救助通報システム設置事業

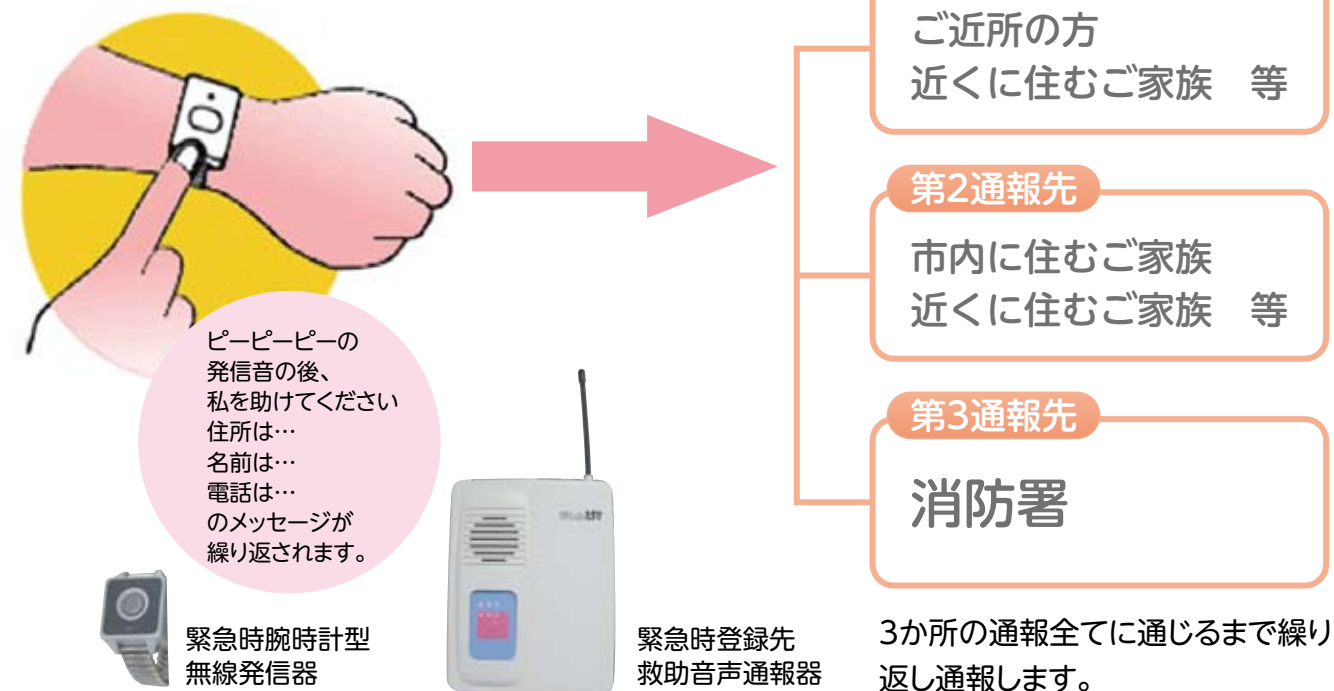
目的

ひとり暮らしの高齢者が安心感を持ちながら日常生活を過ごせるように緊急時の救助システムの設置を行っています。

内容

腕時計タイプの緊急用ボタンを押すと、あらかじめセットしておいた第1・2通報先(知人や親せき等)に自動的に連絡が入り、不在の時は第3通報先として消防署に連絡が入り救急車が出動します。

緊急事態発生



利用できる方

- ・市内に住んでいる65歳以上の一人暮らし高齢者。
- ・固定電話を利用されている方。

費用

工事費の1万円。(設置時のみ)
なお、その後の費用は原則いただきません。

申請・利用の手続き

申請書に必要事項をご記入いただき、担当地区民生委員より当協議会へ申請していただきます。
なお、申請書に第1・2通報先もご記入いただきます。

問合せ先

内容を詳しく確認したい方は、当協議会へお問い合わせください。

利用にあたっての留意点

第1・2通報先になる方に必ずご了承をいただってください。

ガイドヘルパー事業

目的

視覚障がい者(児)の社会参加の促進を図り、共に助け合い住み慣れた地域で生きがいのある人生を皆で過ごすため、ガイドヘルパーボランティア(当協議会で独自に実施した研修を受けた方)の協力を得て視覚障がい者(児)の外出等の支援を行います。

会員

市内に住んでいる視覚障がい者(児)で利用登録をされている方

利用方法について

- ①利用前に登録用紙に必要事項を記入して登録していただきます。
- ②利用料は下記のとおりとなります。なお、利用するにあたり、事前に利用券(1冊10枚綴り3,500円)を購入していただきます。
- ③利用したい日を当協議会に伝えていただき、ガイドヘルパーボランティアと日程調整をして、ご連絡します。

利用日時

原則として、月曜日～金曜日の9時00分から17時00分まで(土日、国民の祝日、年末年始は利用できません)

費用

- ①1時間 350円(利用券1枚)
- ②その他、ガイドヘルパーボランティアにかかる交通費

利用料支払いについて

利用した日の終了時にガイドヘルパーボランティアに利用時間分の利用券をお渡ししていただくことにより、利用料の支払いが終了します。

申し込みについて

利用登録や内容を詳しく確認したい方は、当協議会へお問い合わせください。



音訳奉仕事業 (草笛会・いさりびの会)

目的

視覚障がい者(児)が情報不足等にならないように、ボランティアの協力により広報等の音訳テープを作成しています。

対象者

市内に住んでいる視覚障がい者(児)

活動内容

現在音訳テープ作成に、2団体のボランティア団体が活動しています。なお、音訳テープは郵送でお届けしております。

①草笛会……………「県民だより」の音訳テープの作成

②いさりびの会…「広報ふつつ」の音訳テープの作成

*なお、平成25年6月より「広報ふつつ」の音声データを、富津市ホームページ内の「音声広報」で公開しております。よろしければ聞いてみてください。

利用方法

音訳テープをご希望の方は当協議会までお申し込みください。

費用

無料です。
また、郵送料については、第四種郵便物により無料です。

音訳テープの返却方法

原則担当地区民生委員が自宅に伺い回収します。

音訳テープ作成ボランティア募集について

本事業に関心があり、ボランティア活動してみたい方は、当協議会へご連絡ください。



相談事業

総合相談一覧

相談事業名	相談日	時 間	場 所	相談方法	相談員
法 律 相 談	第 1・3 金曜日	13:30~16:25 1人25分間	市役所 第一市民相談室	面接予約制 87-9611	弁護士
子 育 て なんでも相談	第 2・4 金曜日	9:30~11:30	中央公民館 2階和室	面 接	主任児童委員
シルバー相談	月曜日~金曜日	10:00~15:00	当協議会 事務局	電 話 87-9611	シルバー相談員 (サービス提供責任者)
福 祉 相 談 なんでも窓口	月曜日~金曜日	9:00~17:00	当協議会 事務局	電 話 87-9611	当協議会 職員

※予約・お問い合わせのお電話の受付は、土・日・祝日・年末年始は除きます。また、相談日が祝日の場合はお休みとなります。

①法律相談とは…

契約している弁護士が法律に関する初期相談を行います。予約制。
*詳しくは、下段でご確認ください。

②子育てなんでも相談とは…

子育ての中で困ったことなどを、主任児童委員が相談を受けます。また、内容によっては専門機関などに繋がります。

③シルバー相談とは

高齢者が生活している中で困ったことなどを、相談員が相談を受けます。また、内容によっては専門機関などを紹介します。

④福祉相談なんでも窓口

福祉全般のことで困ったことやどこに相談すればいいのかわからないなどを、当協議会職員が相談を受けます。内容を確認して問題解決に向けての対応や専門機関などに繋がります。

法律相談

目的

社会生活の問題・お金の問題・子供のこと等、法的問題でお困りの方に、弁護士が初期アドバイスをおこないます。

利用できる方

市内に住んでいる方。

利用日時

毎月第1・3金曜日 13時30分~16時25分まで
一人25分間の相談となります。

①13:30~13:55 ②14:00~14:25 ③14:30~14:55
④15:00~15:25 ⑤15:30~15:55 ⑥16:00~16:25

*事前に予約が必要になります。

費用

無料です。

お問い合わせ先

当協議会にお問い合わせください。
予約は電話でも、当協議会にお越しいただいてもかまいません。



富津市ボランティアセンター運営事業

内 容

ボランティアセンターは、ボランティア活動に「関心がある」「参加したい」などの市民の皆さまの窓口として、さまざまな情報を収集し、ニーズにあった活動を提供できるよう、ボランティア活動を応援いたします。

①相談、紹介

「ボランティア活動をしたい人」や「ボランティアの活動を求めている人」の相談を行い、希望に合った活動と一緒に考え、探します。またボランティアの募集・調整を行います。

②連絡調整

ボランティア活動をスムーズに行うために福祉施設や団体・個人などと連絡調整を行います。

③情報の収集、提供

地域にどんな課題があるか目を配りながら、福祉施設や福祉団体・ボランティアグループなどの情報や、ボランティア活動に必要な色々な情報を収集し、情報誌等でお知らせしたり、相談の時にも役立てたりします。

④ボランティア登録

ボランティア活動者の登録を行っています。

グループでも個人でも登録でき、安心して活動できるようボランティア保険の加入や活動に対するサポートを行っています。

※当協議会にて随時登録を受け付けていますので、ご相談ください。

⑤収集ボランティア

『エコキャップ』『プルタブ』『テレホンカード』『プリペイドカード』『ベルマーク』『使用済み切手』『書き損じ葉書』などを収集しています。

収集物は、関係団体などに送り、福祉関連の事業に役立てて貰います。

なお、
回収場所は…

- ①社会福祉協議会 月曜日から金曜日の8時30分から17時15分
- ②天羽老人憩の家 月曜日から金曜日の9時00分から12時00分



災害ボランティアセンター運営事業

内 容

全国の社会福祉協議会は地震等災害が発生し、地元住民が自主的に復旧・復興できない場合や行政が取り組むことができない部分が発生した時に災害ボランティアセンターを立ち上げボランティアを募集し、協力をいただきながら復旧・復興支援を行います。

災害ボランティアセンターの機能 災害ボランティアセンターは次に掲げることを行います。

- ①被災者のボランティア・ニーズの把握
- ②被災状況の把握と関係機関への情報提供、支援要請
- ③災害支援ボランティアの受け入れ、ボランティア活動保険加入手続き
- ④災害支援ボランティアと支援を必要とする地域住民のコーディネート
- ⑤障がい者、高齢者等の要支援者の状況確認
- ⑥その他、被災状況、時期により必要と認められるもの

災害支援ボランティアの募集の流れ

- ①第1段階は、市内の被災状況を確認しながら、市民の皆さまにボランティアの募集をホームページ等で行います。
- ②第2段階として、上記によりボランティアが不足等した場合は、千葉県社会福祉協議会と連携して、県内の被災地外の市町村社協に対し、ボランティア募集の応援要請を行います。
- ③第3段階として、県内で必要なボランティアが確保できない場合は、千葉県社会福祉協議会を通じて、県外の都道府県社会福祉協議会に対し要請し、全国へボランティア募集の応援要請を行います。

ボランティアの派遣基準について

- ①ボランティアの安全が確保できること
- ②行政が取り組むことができない活動であること



災害時のボランティア活動の心構え 10箇条

- ①ボランティア本人の自発的な意思と責任により活動に参加することが基本です。
- ②自分自身で被災地の情報を収集し、現地に行くか、行かないか判断しましょう。
- ③安全や健康について、自分自身で管理しましょう。体調が悪ければ、参加を中止することが肝心です。
- ④宿泊場所は、事前に被災地の状況を確認し、自分で手配してください。水、食料、その他身の回りのものについても事前に用意し、携行のうえ活動を開始してください。
- ⑤被災地に到着した後は、必ず災害ボランティアセンターを訪れ、ボランティア活動の登録を行ってください。
- ⑥被災地における緊急連絡先や連絡網を必ず確認するとともに、地理や気候等の周辺環境を把握したうえで活動してください。
- ⑦被災した方々の気持ちやプライバシーに十分配慮し、マナーある行動と言葉づかいで参加してください。
- ⑧必ず災害ボランティアセンターや現地受け入れ機関の指示に従って活動してください。
- ⑨無理な活動は事故につながります。自分にできる範囲の活動を行ってください。(休憩を心がけましょう)
- ⑩居住地(又は出発地)の社会福祉協議会でボランティア活動保険(天災タイプ)に加入しましょう。(自己負担)

千葉県社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業

内 容

低所得者や障がい者、高齢者に資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っております。また、この貸付制度は千葉県社会福祉協議会が実施主体となり、市町村の社会福祉協議会が相談や申請の窓口をしております。

なお、貸付には条件や審査がありますので、ご希望に添えないことがあります。詳しくは当協議会へご相談ください。

平成26年4月1日現在

生活福祉資金種類・用途		貸付対象	貸付限度額	返済期間	措置期間	貸付利子
総合支援資金	生活支援費 生活再建までの間に必要な生活費用	●低所得世帯であって、収入の減少や離職等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること ●離職2年以内の方 ●65歳未満の方	二人以上⇒月20万円 単身⇒月15万円 *貸付期間12ヶ月 (但し、初回貸付は最長6ヶ月以内)	20年以内	貸付後 6ヶ月以内	連帯保証人あり ⇒無利子
	住宅入居費 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	●現に住居を有していること又は住宅支援給付の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること	40万円			連帯保証人なし ⇒年1.5%
	一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要な費用	●失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと	60万円			
教育支援資金	教育支援費 高校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の就学に必要な経費	●低所得世帯 他からの融資を受けることが困難な方(日本学生支援機構・日本政策金融公庫他)	高校⇒月3.5万円 高専・短大⇒月6万円 大学⇒月6.5万円	原則 10年以内 (最長20年以内)	卒業後 6ヶ月以内	無利子
	就学支度費 高校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に際し必要な経費	●教育支援費と同じ (入学時のみ申請可)	50万円			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 高齢者が所有する居住用不動産を担保としての生活費	●低所得世帯 ●世帯構成員が65歳以上 ●土地の鑑定価格が1,000万円以上居住している土地・建物(戸建住宅) ※マンションは不可	●土地の評価額の70% ●月額30万円	措置期間終了時	契約終了後 3ヶ月以内	連帯保証人必須 利子は年3%又は長プラの低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 要保護の高齢者が所有する居住用不動産を担保としての生活費	●生活保護世帯であると福祉事務所が認めた世帯 ●申込者及び配偶者が65歳以上 ●土地・建物評価額が500万円以上 ●居住している土地・建物(戸建住宅)・集合住宅(マンション)	●土地及び建物の評価額の70% ●月額は保護基準の1.5倍			連帯保証人不要 利子は年3%又は長プラの低い方

生活福祉資金種類・用途		貸付対象			貸付条件			
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	返済期間	措置期間	貸付利子
福祉資金	結婚、出産、葬祭に必要な経費	○	○	○	50万円	3年以内	貸付後 6ヶ月以内	連帯保証人あり ⇒無利子
	小規模住宅改修費、住宅設備費	○	○	○				
	転居費	○	○	○				
	障害者等福祉用具購入費	×	○	○	170万円	8年以内		連帯保証人なし ⇒年1.5%
	障害者自動車購入費	×	○	×	一般車両⇒200万円 福祉車両⇒250万円	8年以内		
	住宅改修費	○	○	○	250万円	7年以内		

福祉資金	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計維持経費	○	△	○	1年以内 ⇒170万円 1年6ヶ月以内 ⇒230万円	5年以内	最終貸付日から6ヶ月以内	連帯保証人あり ⇒無利子
	介護サービス、障害者サービスの経費及びその期間中の生計維持経費	○	○	○				連帯保証人なし ⇒年1.5%
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	○	△	△	150万円	7年以内	貸付後 6ヶ月以内	
	生業を営むために必要な経費	○	○	×	460万円	20年以内		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計維持経費	○	○	×	6ヶ月程度⇒130万円 1年程度⇒220万円 2年程度⇒400万円 3年程度⇒580万円	8年以内	卒業後 6ヶ月以内	連帯借受人あり ⇒無利子
	就職、技能習得等支度に必要な経費	○	○	×	50万円	3年以内	貸付後 6ヶ月以内	連帯借受人なし ⇒年1.5%
緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な生活費		●低所得世帯 ●富津市に6ヶ月以上居住している方(単身世帯・1年以上)			10万円	8ヶ月以内	2ヶ月以内	無利子

上記「貸付対象」のうち「△」がついている資金については、「障害者世帯」もしくは「高齢者世帯」としては直接該当にはならないものの、当該世帯が低所得世帯の基準に該当していれば「低所得世帯」として貸付対象になります。

富津市社会福祉金庫資金

内 容

低所得者や障がい者、高齢者に資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っております。

なお、この貸付は当協議会の独自の貸付制度となります。

また、条件や審査がありますので、ご希望に添えないこともあります。

詳しくは当協議会へご相談ください。

(平成26年4月1日現在の内容)

内 容	条 件	貸付限度額	返済内容	
富津市社会福祉金庫貸付 応急的な資金の貸付によって安定した生活をしていただく為の貸付。	富津市に住所を有する低所得者世帯。	4万円以内	据置期間 貸付の日から1ヶ月	償還期間 10ヶ月以内

富津市社会福祉協議会緊急小回資金

内 容

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった方に対して資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っています。

なお、この貸付も当協議会の独自の貸付制度となります。

また、条件や審査がありますので、ご希望に添えないこともあります。

詳しくは当協議会へご相談ください。

(平成26年4月1日現在の内容)

内 容	条 件	貸付限度額	返済内容
富津市社会福祉協議会緊急小口資金 生活に困窮し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった方に対し貸付。	富津市に住所を有する低所得世帯及び緊急且つ一時的に生計の維持が困難になった者。	1万円以内	据置期間 償還期間 なし 6ヶ月以内

福祉教育推進活動

内 容

生涯を通じて行われる福祉活動への支援、協力を行っています。

学校関係

- ①福祉教育活動補助金の交付
- ②福祉教育特別補助金の交付
- ③福祉に関する授業の企画支援及び講師派遣
- ④福祉機器(車いす・高齢者疑似体験セット等)の貸出

その他の団体等

- ①福祉講座の企画支援・講師派遣
- ②視察研修先との連絡調整 など

具体的な例としては、各学校へ職員や障がい者などが訪問し、福祉に関する講演を行ったり、車いすや高齢者疑似体験セットを用いて、児童や生徒が実際に体験するお手伝いをしたりしています。もちろん、学校の授業の一環だけでなく、PTAの皆さんや、子供会・地域の研修等、ご相談があれば対応いたします。



費 用

当協議会の職員が対応の場合は無料です。

希望される場合

- ①体験学習や講演を希望される学校や団体は当協議会にご相談ください。内容を確認のうえ講師(職員含)・日程の調整をさせていただきます。
- ②また機器の貸出のみも承ります。機器の貸出については借用書を提出していただきます。

利用にあたっての留意点

- ①講師派遣につきましては、職員・外部講師に限らず日程の調整が必要ですので早目にご相談ください。
- ②機器の取り扱いには十分お気を付け下さい。
- ③貸出機器は原則として各団体で借入・返却していただきます。きれいに清掃し返却してください。

ひとり親家庭中学卒業祝品贈呈事業

内 容

ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)で中学校を卒業される生徒へ祝品として図書カードの贈呈を行っています。(公立・私立は問いません)

対 象

市内に住んでいるひとり親家庭で3月に中学校を卒業する生徒で、祝品の贈呈を希望する方。

祝品の贈呈方法

本事業は、民生委員にご協力いただき、希望のあった方の自宅へ担当地区民生委員が訪問して贈呈しております。

申 請

該当する方へは、11月頃に通知をしますが、当協議会へ個別申請をされても構いません。

富津市社会福祉大会

目 的

社会福祉協議会の役割である地域福祉推進については、地域住民と一丸となった活動が求められています。

そこで、地域住民や関係福祉団体等が一堂に会し、「ふれあいと支えあいのある心豊かな社会」の実現を認識するとともに、日頃多くの場において活躍している団体及び市民の皆さまを表彰し、感謝の意を表すことを目的としています。



テーマ

「みんなでつくろう、心ふれあうハートフルタウン」

内 容

①大会式典

長きにわたり地域福祉に貢献して下さった団体及び個人への表彰と、社会福祉協議会事業にご理解いただきご寄付を頂いた団体及び個人への感謝状の贈呈を行います。

②オープニング・アトラクション

市内の福祉施設や学校等にご協力いただき、日頃の活動を発表していただきます。

③記念講演

年度ごとに高齢者・障がい者・児童福祉等のテーマを決め、テーマに応じた講師をお招きし講演していただきます。

④各団体パネル展示

地区社協・ボランティア団体等が日頃の活動をパネル展示し、地域の皆さんに広報・啓発します。

*内容は年度ごとに検討しておりますので変更になることがあります。

対象者・参加申し込み

- 大会への参加はどなたでもできます。
- パネル展示等につきましては当協議会へお問い合わせください。
- 詳細は福祉ふつつにて掲載いたします。

福祉バザー

内 容

日頃多くの場において活動している地区社会福祉協議会や福祉団体、福祉施設の財源確保と広報啓蒙活動のため、年1回福祉バザーを開催しております。

バザーの収益金は各団体の財源として有効に活用しております。

出店団体

地区社会福祉協議会・ボランティア連絡協議会登録団体・市内福祉施設などが参加しております。

*一般団体及び個人の出店は要綱に基づき会長が認めた場合に限りです。

出店を希望される場合

例年出店している福祉団体には開催前に参加の有無・出展内容について確認をさせていただきます。(文書を郵送)

また、新たに参加希望される福祉団体や一般の個人・団体の方は当協議会の広報を確認しお申し込みください。

*食品加工品の販売は、保健所等で指定されている加工品表があるものに限りです。

バザーにご来場いただく場合

例年10月頃、会場を富津市総合社会体育館で予定しておりますが、変更になることもあります。

開催日時・場所はポスター・チラシ・福祉ふつつ等で確認してください。



車いす貸与

目 的

怪我や高齢で車いすを必要とする方へ通院や外出の為に貸出を行っています。

利用できる方

市内に住んでいる方

費 用

①1週間以内での利用は無料ですが、1カ月以上経過していれば次回も無料となります。

②1カ月につき、500円の利用料。

申請・利用の手続き

- 当協議会にて、申請書にご記入いただき、利用料をお支払いただきます。
- 大佐和地区地域包括支援センター・天羽老人憩の家でも受付できます。
- 基本的に即日の貸出が可能です。
- なお、貸出、返却の際は申請者ご自身で運搬をお願いします。



利用にあたっての留意点

- ①1カ月申請をされた方で、1週間以内に返却されても利用料の返納はできません。
- ②1カ月以上の利用を希望の場合は、再度当協議会にて更新申請をしていただき、利用料をお支払いただきます。
- ③1週間の利用期日を過ぎた場合、1カ月利用となり、500円領収させていただきます。

福祉カー貸出事業

内 容

ボランティア活動されている団体や個人がボランティア活動などで車両が必要になった時に、当協議会で管理しているワゴン車(ETC付き)又はリフト車の貸出を行っています。

利用できる方

市内に住所がある方で以下に該当する団体や個人となります。

- ①登録ボランティア
- ②社会福祉団体
- ③その他会長が適当と認めたもの

費 用

原則無料ですが、燃料費は利用される方が負担してください。
(貸出時に燃料を満タンにしておきますので、満タンにして返却してください)

乗車人数

ワゴン車 10名(運転手含む)

リフト車 10名(運転手・車いす含む)

申請・利用の手続き

- ①当協議会に電話又はお越しいたき、利用する予定日を予約してください。
- ②次に申請書をご記入いただきます。なお、申請時に運転される方の免許証番号をご記入いただきます。

利用にあたっての留意点

車両保険適用年齢がありますので、申請する時にご確認ください。



天羽老人憩の家

内 容

高齢者の憩の場として、富津市から委託を受け、天羽老人憩の家を管理・運営しております。
 仲間で体操をしたい・会議をしたい・レクリエーションを楽しみたいが場所がない。そんな時にご利用ください。

対象者

利用される対象者は、原則高齢者が対象となります。

利用料

- ▶ 9時00分から13時00分まで……………1名100円
- ▶ 13時00分から17時00分まで……………1名100円
- ▶ 17時00分から21時00分まで……………1名200円

主な利用施設

- ①大広間(畳張り)……………広さ40畳
- ②訓練室(フローリング)……………広さ約21畳分
- ③会議室(フローリング)……………広さ約16畳分

申請・利用の手続き

- ①当協議会又は天羽老人憩の家(67-2801)にご連絡いただき、使用したい部屋が空いているか確認いただき事前予約してください。
- ②当協議会又は天羽老人憩の家にお越しいただき、申請書にご記入いただきます。申請書を提出いただき、後日利用許可書を発行させていただきます。

利用に際しての留意事項

- ①利用の際に飲酒はご遠慮ください。
- ②管理人がおりますが、利用される場合の用意や片づけ・掃除は利用される方をお願いしております。



■天羽老人憩の家案内図

住所 富津市岩坂487-5 TEL/FAX 0439-67-2801



高齢者生きがい事業

内 容

市内に住んでいる高齢者が補助的・短期的な就労を通じて自己の経験、能力、希望を生かして社会参加をはかり、働く機会を得て、自らの生きがいを高めるとともに、福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

会員登録について

市内在住で、会社などを定年で退職されたりして、第一線から退いたものの、まだまだ体も健康で、働いてみたい方。経験と能力を社会に生かしてみませんか。

個人宅や会社所有敷地の草刈・植木の剪定・草取のような、単発的なご依頼を多く請けています。あくまで、“生きがい”として活動していますので、定期的な収入や就労の保証を望むものではありません。ご理解の上で、登録をご検討ください。

仕事の依頼について

補助的・短期的な就労を希望する高齢者に地域社会から仕事を引き受け、それを会員に提供するという仕組みになっています。

例えば、忙しくて庭や土地の手入れまで行き届かない方、農業を営んでいて苗植えや収穫時など、短期間ながら人手が欲しい方、といったちょっとした仕事けれども人を雇うような規模ではないものがありましたら、ご連絡ください。

事業所の社員と混在して就業することや、発注者の指揮命令の下で就業する仕事は、お引き受けしておりません。(パート・アルバイト人員の代替ではありません。)

●高齢者生きがい事業 依頼主用 単価表

平成26年4月1日現在

作業種類	単価(1日分) (全て燃料代込みの単価です。)	備 考
草 刈	8,800円	草刈機を用いた草刈り作業
植木の手入れ		樹木の伐採含む
一般作業		溝掃除・大工 塗装・土木 重労働とみなす作業等
草 取	6,600円	鎌等を使った手作業での草取り作業
軽作業	6,600円	軽作業とみなす作業等
農作業	6,600円	軽度な収穫作業等
	7,480円	搬入・収穫作業等
片付け	8,800円	稲刈り・重労働とみなす作業等
	2,200円	軽トラック1台につき



- ①会員資格 市内在住の概ね60歳以上の方
- ②会員申込 入会申込書・証明証用写真2枚(3cm×2.5cm)・入会金800円
- ③作業内容 草刈・草取・植木の剪定伐採・農作業・家の掃除・溝掃除・簡単な大工仕事(棚づくりやトタンの張り直し)等。
(草刈機や大工道具等、作業に必要な道具は会員が持参する形になります)
- ④作業時間 基本1日8時間[内容により4時間以上]
- ⑤保険加入 傷害保険・賠償保険に加入
- ⑥配分金 月末締めで、翌月15日支払い

- ①作業発注 当協議会へ直接または、電話(☎87-9611)でお申し込みください。担当が現場を確認に伺います。
- ②見 積 現場確認にて、作業内容・場所・期間・人数など作業金額を見積します。高所作業や足場の不安定な現場、重量物運搬等作業内容によってはお引き受け出来ないこともあります。作業料には、会員への配分金、事務費、交通費等が含まれます。
- ③会員派遣 見積額や作業内容について承諾後、依頼内容に見合う会員を派遣し、作業を実施します。
- ④作業終了 会員からの作業日報を確認後、依頼者へ請負代金を請求します。
(依頼者に請求書が届くのは、実際に作業された月の翌月になります。)

左記の単価表は、主な作業の一覧です。該当しないものは、ご相談となります。



介護職員初任者研修

内 容

高齢化が進む中、多種多様化している介護ニーズに対応できる知識や技術を有する介護職員を養成することを目的としています。

研修内容は、講義・演習を中心に必要に応じて実習を組み入れます。

研修内容

- ①職務の理解(6)
- ②介護における尊厳の保持自立支援(9)
- ③介護の基本(6)
- ④介護・福祉サービスの理解と医療との連携(9)
- ⑤介護におけるコミュニケーション技術(6)
- ⑥老化の理解(6)
- ⑦認知症の理解(6)
- ⑧障がいの理解(3)
- ⑨こころとからだのしくみと生活支援技術(75)
- ⑩振り返り(4)



◆合計130時間(カッコ内は研修時間)

受講対象者

市内における訪問介護に従事しようとしている方や在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとしている方。

費 用

受講料35,000円(そのほかテキスト代等の実費がかかります。)

研修修了の認定

全科目を履修後、知識・技術の習得度を評価します。(原則として欠席は認められません。)

最終講義日に筆記試験を行い、合格点に達した受講生は研修修了を認定し、修了証書を交付します。

申し込み

広報にて募集広告を掲載します。

所定の期間内に申込書を当協議会に提出してください。

*なお、当協議会事業計画により実施しない場合もあります。

*また、費用(受講料)がかわることもあります。

公益事業

介護保険事業(訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援)

目 的

当協議会では、高齢者や介護を必要とされる方が、できる限り住み慣れた地域で本人の望んだ生活ができるよう支援します。また、そのために事業所で各種介護保険サービスを実施しております。お気軽にご相談ください。

利用できる方

介護保険制度により、「要介護認定」または「要支援認定」を受けた方で、寝たきりや病気・認知症などで日常生活に介護や支援が必要とされる人です。

事業所内容

①居宅介護支援

介護支援専門員(ケアマネージャー)が居宅介護サービス計画(ケアプラン)等や介護保険に関する相談をうけます。

②訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅へ訪問し、身体介護(食事介助・排泄介助等)や生活援助(買い物・掃除等)のサービスを提供します。

利用日時

①居宅介護支援

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始は除く)

②訪問介護

日曜日～土曜日 8時00分～18時00分まで(年末年始は除きます。)



費 用

①居宅介護支援

居宅介護サービス計画(ケアプラン)作成料の自己負担はありません

②訪問介護

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ①生活援助サービス……20分以上45分未満▶191円 | ③介護予防訪問介護 |
| ②身体介護サービス……1時間▶404円 | 1)週1回程度の利用……1,226円 |
| *原則として利用した料金の1割を負担いただきます | 2)週2回程度の利用……2,452円 |
| *平成26年4月1日現在の料金です | 3)週3回程度の利用……3,889円 |

申し込み等

相談・依頼があった場合には事業所職員が訪問してお話を伺います。当協議会へお問い合わせください。

富津市大佐和地区地域包括支援センター

目的

65歳以上の高齢者の皆さんが、いつまでも元気で暮らし、いけるように日常の様々な相談を受け、支援を行います。

対象者

65歳以上の高齢者及び介護等に不安のある地域住民。

支援内容

①介護予防ケアマネジメント

- 介護保険が利用できる場合………要支援1・2と認定された者に対しケアプランの作成。
- 介護保険が利用できない場合………生活機能の確認の結果、筋力の衰えや栄養状態の低下などが認められる場合は介護予防プログラムの利用ができます。

②権利擁護

- 成年後見制度・日常生活自立支援事業………認知症などにより判断能力が充分でない人が、財産管理や日常生活における支払いや契約などを行う際に不利益にならないよう支援します。
- 高齢者に対する虐待(身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待・介護の放棄、放任・性的虐待など)に対し支援が必要と思われたときに支援いたします。

③総合相談

- 介護に関する相談以外に健康、福祉などの相談をどこにしていかわからない心配事や悩み事の相談を受けます。

④包括的・継続的ケアマネジメント

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように様々な職種や機関とのネットワーク作りをし、地域で暮らし続けることができるよう高齢者の生活を支援いたします。

申し込み

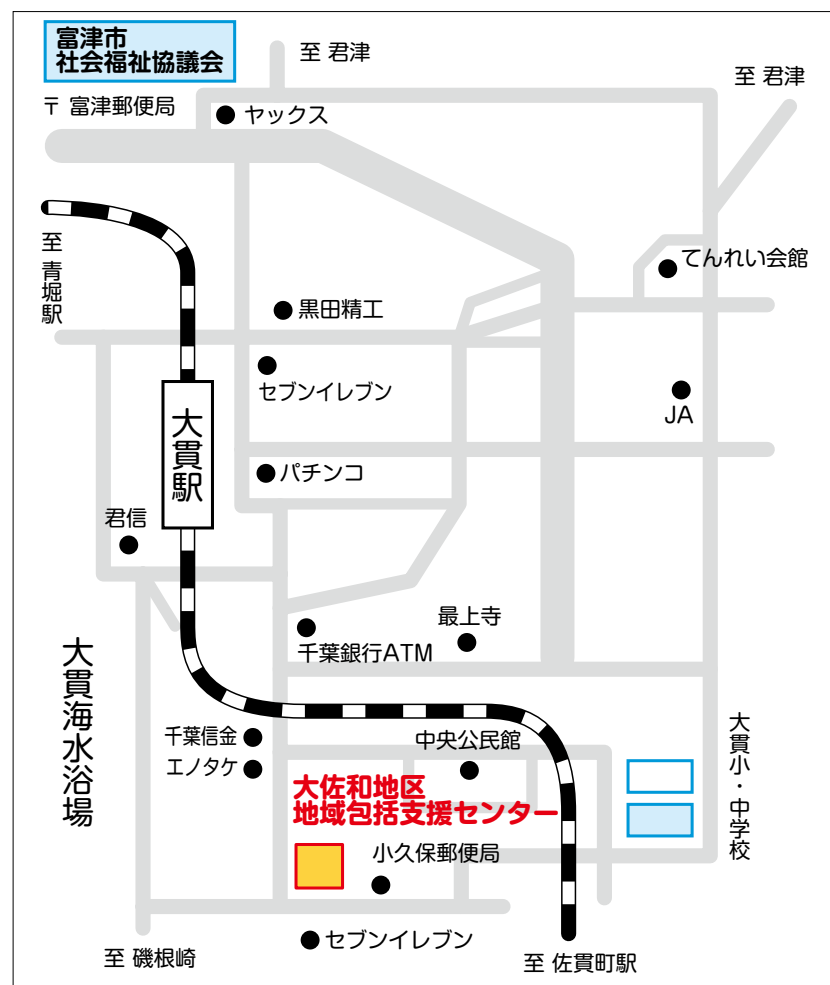
市の介護福祉課(包括支援センター)又は当地域包括支援センターにご連絡ください。

費用

ケアプランの作成および相談業務は費用はかかりませんが、介護予防ケアマネジメントにおける各種事業、権利擁護事業につきましては、実費利用料がかかります。



■大佐和地区地域包括支援センター案内図



当事者組織支援

あきつの会支援事業 (当事者組織支援)

目的

当事者の組織化は、同じ問題を抱える仲間との出会いや交流をすることにより、社会的に生きる力と共に生きる力を得る源と考えられます。そしてそれは自立と社会参加形成のステップとなり、地域組織と協働し地域福祉活動促進につながると考えられます。

内容

あきつの会は視覚障がい者の当事者組織となります。
「あきつ」は赤とんぼのことをいい、秋の澄みきった空に仲間同士が仲良く飛びたわむれる赤とんぼのように、という思いからつけられました。
また、視覚障がい者が当面する諸問題を一人で悩むことなく、仲間やボランティア関係機関の方々と互いに話し合い・励ましあい・助け合いながら解決し、みんなでいきいきと暮らすことを目的として活動しています。

会員

- 会員には、一般会員と賛助会員があります。
- ①一般会員 市内に住んでいる視覚障がい者
- ②賛助会員 会の趣旨に賛同する団体及び個人

会費

- ①一般会員 年額 1,200円
 - ②賛助会員 年額 1,000円
- 会の運営費として、いただいております。
その他、親睦会等を開催するときに、実費負担いただいております。

活動内容

- ①会員相互の交流と親睦行事
- ②レクリエーション事業の実施
- ③関係機関・団体等との交流会、研修会を実施

申し込み

会への入会や内容を詳しく確認したい方は、当協議会へお問い合わせください。(職員が訪問し、詳しい説明をさせていただきます。)

富津市老人介護家族の会

目的

寝たきり高齢者や認知症高齢者などを介護している家族の方や介護をしていた方が、研修や親睦をすることにより介護疲れを防ぎながら、何か困った時には相談できるような環境をつくるために活動しています。

会員

- ①一般会員 市内に住んでいる方で家族を介護されている方や介護をしていた方
- ②賛助会員 会の趣旨に賛同する団体又は個人

会費

- ①一般会員 年額 1,200円 *賛助会員は現在無料です。
- 会費は運営費として、お願いしております。
その他、親睦会などを開催するときは、実費負担をお願いしております。

活動内容

- ①会員相互の交流と親睦
- ②寝たきり高齢者及び家族等の福祉向上に必要な研修会等
- ③その他、目的達成に必要な事業



申し込み

当協議会へご連絡ください。当協議会から会の代表へご連絡させていただきます。

富津市社会福祉協議会会費

全国の市町村にあります社会福祉協議会は地域の皆さんと一体となり明るく住みよい地域社会をつくり、心豊かな地域福祉を推進することを目的とする福祉団体であり、富津市においても「みんなでつくろう、心ふれあうハートフルタウン」を目標に運営されております。

この趣旨のもとに毎年市民の皆さまに会費のご協力をお願いし、ご協力いただきました会費により本協議会運営事務費、ボランティアセンター運営事業、シルバーテレホン友愛サービス、生活福祉資金貸付事業、子育て支援事業、日常生活自立支援事業など多くの事業に活用させていただいております。

内 容

①一般会費 年額 一世帯 600円(一口)

市民の皆さまにご協力をお願いしております。

②特別会費 年額 一世帯 1,200円(一口)

市民の皆さまに、特に社会福祉協議会の福祉事業推進にご賛同いただける方にご協力をお願いしております。

③法人会費 年額 一社 10,000円(一口)

企業等の皆さまにご協力をお願いしております。

*なお、会費は強制ではありません。



一円玉募金

内 容

近年、福祉を取巻く現状は少子高齢化の進行や社会環境の変化などで複雑多岐にわたってきております。富津市もますます高齢化の一途をたどっており、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者等の方々が増えている現状にあります。

このような中で、市民の皆さまに毎年ご協力いただいている一円玉募金を、市内に設置されている11地区の地区社会福祉協議会に配分させていただき、「高齢者などの見回りネットワーク事業の実施」や「子どもと高齢者の世代間交流事業の実施」、「住民座談会の開催」、「広報紙の発行」、「研修会の実施」などの事業費に活用させていただいております。

実施主体

一円玉募金推進委員会

*委員メンバーは3地区区長会長及び11地区の地区社会福祉協議会代表で構成されております。また、事務局を当協議会が行っております。

募金期間

7月1日から7月31日を募金期間と定め、皆さまにご協力のお願いをしております。

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

国民のたすけあい運動である「共同募金運動」は戦後の荒廃が残る昭和22年に発足しました。その間「共同募金運動」は広く国民に知られ、ご協力いただいた募金は社会福祉事業や地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

*共同募金運動には「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」があります。また、富津市においては、当協議会が千葉県共同募金会から委託を受け、千葉県共同募金会富津市支会として活動しております。

赤い羽根共同募金

毎年、10月1日から12月31日までの3カ月間にわたって全国一斉に実施されています。

ご協力いただいた募金は、千葉県共同募金会を通じて県内の民間福祉施設・福祉団体などの各種福祉事業や整備、災害時のボランティア支援、市内において地域福祉推進を行うための活動費として配分され活用されています。

①戸別募金 目標額 500円(一世帯あたりの目安額)

*目標額は、千葉県共同募金会が翌年度の事業を計画し必要な募金額を推計し、その推計に基づき各市町村で募金額の目安を計画するものです。もちろん共同募金は、自発的な協力を基本とするものですのでご協力できる募金で構いません。一世帯500円が目標ですが任意での募金にご協力をお願いいたします。

②法人募金 企業等へ赤い羽根共同募金のご協力をお願いしております。

*こちらも募金ですので任意での募金にご協力をお願いいたします。

歳末たすけあい募金

毎年、12月1日から12月31日までの1カ月間にわたって「赤い羽根共同募金」と併せて全国一斉に実施されています。

現在は市内の重度身体障がい者(児)等の方が地域で安心して暮らすことができるように、また年間を通しての一人暮らし高齢者の見守り活動をするために地域住民、関係機関、団体等の協力により活動を行っています。

①戸別募金 目標額 400円(一世帯あたりの目安額)

*目標額は、千葉県共同募金会富津市支会が事業計画から必要な募金額を推計し、その推計に基づき募金額の目安を計画するものです。もちろん募金は、自発的な協力を基本とするものですのでご協力できる募金で構いません。一世帯400円が目標額ですが任意での募金にご協力をお願いいたします。

②法人募金 企業等へ歳末たすけあい募金のご協力をお願いしております。

*こちらも募金ですので任意での募金にご協力をお願いいたします。